

2017 月例指針 2月になりました



日本では旧暦 2 月を如月(きさらぎ、絹更月、衣更月と綴ることもある)と呼び、現在では新暦 2 月の別名としても用いる。

2 月(にがつ)はグレゴリオ暦で年の第 2 の月に当たり、通常は 28 日、閏年では 29 日となる。

他の月の日数が 30 または 31 日なのに対して、2 月だけ 28 または 29 日なのは、アウグストゥスが紀元前 8 年、8 月の日数を 30 日から 31 日に変更し、そこで不足した日数を 2 月から差し引いたためである。

<https://ja.wikipedia.org/wiki/2%E6%9C%88>

2017 年 2 月の税務

期 限	項 目
2 月 10 日	▶ 1 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
2 月 28 日	▶ 前年 12 月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	▶ 3 月、6 月、9 月、12 月決算法人の 3 月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
	▶ 法人の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
	▶ 6 月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	▶ 消費税の年税額が 400 万円超の 3 月、6 月、9 月決算法人の 3 月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
	▶ 消費税の年税額が 4,800 万円超の 11 月、12 月決算法人を除く法人の 1 月ごとの中間申告(10 月決算法人は 2 ヶ月分)<消費税・地方消費税>
	▶ 前年分所得税の確定申告(2 月 16 日から 3 月 15 日まで)
	▶ 前年分贈与税の申告(2 月 1 日から 3 月 15 日まで)
	▶ 固定資産税(都市計画税)の第 4 期分の納付

<http://www.essam.co.jp/eigyosyo/sendai/tax-calendar.html>

確定申告

* いよいよ平成 28 年の確定申告(所得税)が始まります

確定申告の時期は原則 2 月 16 日から 3 月 15 日。提出期限も原則は 3 月 15 日です。
2016 年分(平成 28 年分)の申告は平成 29 年 3 月期申告ということになるため、カレンダーでとりまとめると以下のとおりです。

確定申告の時期:平成 29 年 2 月 16 日(木)~3 月 15 日(水)

申告・納税の期限:平成 29 年 3 月 15 日(水)

ただし、すべての場合において 3 月 15 日が締め切りとは限りません。

どんなケースがあるか確認してください。

* 平成 28 年度会員事務所における無料税務相談実施について

税理士法人 IKG の担当日は、平成 28 年 2 月 13 日(月)です。

対象者……給与所得者または年金受給者

法人役員の場合 税理士関与の有無を質問し、関与税理士がいる場合はそちらでの対応を指導、相談には応じない。

住宅借入金等特別控除の場合は、正式に税理士の委嘱を受けること。

* 平成 28 年分の所得税から適用される主な改正事項

1 マイナンバーの記入が必要

今年の申告からマイナンバー(個人番号)の記入をする必要があります。また、申告書の提出時にマイナンバーの確認も行われます。ただし、マイナンバーの記載がなかったり、記載に誤りがあったとしても罰則規定は設けられてはおりません。ただし、マイナンバー記入は義務化されていますので、マイナンバーの記入及び提示をしていきましょう。

【マイナンバーの記載箇所（申告書B様式／第一表）】

平成 28 年分の所得及び復興特別税の申告書B

FA 0122

第一表 平成二十八年度以降適用

本人のマイナンバー

【マイナンバーの記載箇所（申告書B様式／第二表）】

平成 28 年分の所得及び復興特別税の確定申告書B

FA 0076

第二表 平成二十八年度以降適用

配偶者のマイナンバー

扶養親族のマイナンバー

事業専従者のマイナンバー

16歳未満の扶養親族のマイナンバー

2 増税: 給与所得控除額の引き下げ(給料 1200 万円超の人)

給料が 1200 万円超の人の給与所得控除額が下記のように縮小されました。

1. **年収 1200 万円超 1500 万円以下の人**

(改正前) 給与所得控除額 収入金額 $\times$ 5% + 170 万円

(改正後) 給与所得控除額 230 万円

2. **年収 1500 万円超**

(改正前) 給与所得控除額 245 万円

(改正後) 給与所得控除額 230 万円

3 増税: 特定公社債等(国債、地方債、社債)の売却益が課税対象化

国債、地方債、社債といった特定公社債等の売却益は非課税となっておりましたが、上場株式等の譲渡所得として 20% (うち住民税 5%) の申告分離課税がされるようになりました。また特定公社債等の利子所得についても、源泉分離課税から申告分離課税に変更されています。利子所得については申告不用の特例があるため、選択により申告しなくても構いません。

4 減税: NISA、ジュニアNISAの非課税限度額が 120 万円にアップ

NISAの非課税額が改正前 100 万円が改正後 120 万円に上がっています。またジュニアNISAが創設され、こちらの非課税額は 80 万円となっています。

5 減税: 多世帯同居リフォーム工事の税額控除

多世帯同居のためリフォームを行ったときに一定の税額控除を受けることができます。

この税額控除に該当する多世帯同居のリフォーム工事とは、(1) 調理室、(2) 浴室、(3) 便所、(4) 玄関のいずれかを増設する工事で、改修後(1) から(4) までのいずれか 2 つ以上が複数となるものに限られます。

6 減税: 相続でした空き家にも譲渡所得 3000 万円の特別控除の適用

従来は所有者自身が生活の拠点として利用していた家屋の売却でなければ 3000 万円の特別控除の適用は出来ませんでした。今回の改正により相続した空き家を売却する場合でも一定の要件を満たすことで適用できるようになりました。

- ・ マンションではないこと
- ・ 売却額が 1 億円以下
- ・ 平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの譲渡
- ・ 被相続人が一人暮らしであったこと
- ・ 家屋の取り壊しによる売却又は耐震改修を施して売却すること
- ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたもの

7 建物付属設備と構築物の償却方法が定額法に限定

改正前は定率法による償却が可能でしたが、改正により平成 28 年 4 月 1 日以後取得の建物

付属設備及び構築物については定額法のみによる償却となりました。

<http://www.venture-support.biz/media/final-report/avoidance-final/6618.html>

2つの「記念日」です



2月22日は行政書士記念日です

昭和26年に行政書士法が公布された日が2月22日。「行政書士の自覚と誇りを促し、制度の普及を図る」との目的を達成するのに相応しい日として、この日を「行政書士記念日」と定め、平成19年度より実施しています。

<http://www.gyosei.or.jp/news/topics/tn-20120206.html>



2月23日は税理士記念日です

2月23日は「税理士記念日」ですが、これは税理士法の前身である税務代理士法が昭和17年2月23日に制定されたことに由来します。

日本税理士会連合会では、昭和41年に一部の税理士会が実施した「税理士総奉仕の日」を、昭和42年の税理士制度施行25周年を機に全国的な行事として、11月1日を「税理士総奉仕の日」と定め、全国各地で無料による税務相談を実施しました。

「税理士記念日」は、税理士の社会的活動であるこの「税理士総奉仕の日」を基盤に、記念日の性格を付与して昭和44年に税務代理士法制定日に移して制定されたものです。

http://www.nichizeiren.or.jp/cpta/system/history_memorial/